平成　　年　　月　　日

リトルシニア野球協会

会長　　　　　　　　　殿

　一般財団法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本リトルシニア中学硬式野球協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連盟　理事長

懲戒処分通知

　報告書を受け、懲罰委員会での審議の結果、一般財団法人　日本リトルシニア中学硬式野球協会　　　　連盟規約第　　　　の定めにしたがい、貴チーム関係者に以下の処分を課すことが決定したので通知します。

記

１．処分

　　　協会、各連盟規定により「厳重注意（始末書提出）」、「一定期間出場停止」、

「除名」・・・等の処分を具体的に記す。

２．理由

　　　貴チーム内での活動が、日本リトルシニア中学硬式野球協会規定、第３

条〈目的〉に反する活動であると認められるため。

　　または、大会規定細則の監督、指導者に対する注意事項に反する行為であ

　　ると認められるため。

なお、今後再び暴言問題や体罰行為をされた場合、連盟から除名処分と

なりますので十分ご注意ください。

３．その他

　　 今後の貴チーム運営や活動において、連盟関係者とヒヤリング・・・等

を継続しながら運営改善に取り組み、選手、保護者、役員が一体となり、一

人一人の人権を擁護し、健全かつ信頼されるチームに改革されることを望み

ます。・・・等を具体的に記す

以上